

「中部F C V水素供給インフラ整備推進会議」設置要綱

(名称)

1. 本会は、中部F C V水素供給インフラ整備推進会議と称する。

(目的)

2. 本会は、燃料電池自動車(F C V)に必要な水素供給インフラの整備を推進することを目的とする。

(構成)

3. 本会は、次の事業者、行政及び学識経験者（以下「事業者等」とする。）をもって構成する（別紙）。

(1) 企業及び団体

エネルギー供給事業者、自動車メーカー、F C V水素供給インフラの整備を推進する団体等

(2) 自治体及び国

(入会)

4. 本会への入会は、3. の事業者等の3分の2以上の同意により承認することとする。

(活動事項)

5. 本会は、次の各事項について検討を行い、F C Vの需要創出と水素供給インフラの普及を推進する。

(1) F C V需要の効果的な創出（市場創設）のための普及活動

(2) エネルギー基本計画、水素燃料電池戦略ロードマップ及び水素基本戦略に沿った水素ステーションの整備促進活動

(3) 自治体等が設立した水素社会普及会議体との連携による水素ステーション普及活動

(4) その他F C V水素供給インフラの整備促進に関する活動

(運営)

6. 本会は、次の体制をもって運営する。

(1) 別紙事業者等により構成される推進会議を定期的を開催する。

(2) 事業者等から座長を選任し、会議を司る。

(3) 特に重要事項の検討・決定を行う場合、事務局が指名した事業者等の構成員による会議を開催する。

(事務局)

7. 本会の事務を処理するため、本会の事務局を、東邦瓦斯株式会社、ENEOS株式会社、日本エア・リキード合同会社及び中部経済産業局に置く。

(その他)

8. この要綱に定めるもののほか、必要な事項は推進会議に諮り定める。

(附則)

1. この要綱は、平成23年2月10日から施行する。
2. 設立機関は、以下のとおりとする。
 - (1) 企業及び団体
岩谷産業株式会社、大陽日酸株式会社、JX日鉱日石エネルギー株式会社、東邦瓦斯株式会社、トヨタ自動車株式会社
 - (2) 自治体及び国
愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、豊田市、中部経済産業局

(附則)

1. この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

(附則)

1. この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

(附則)

1. この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

(附則)

1. この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

(附則)

1. この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

(附則)

1. この要綱は、令和4年10月26日から施行する。

<事業者> (順不同)

岩谷産業株式会社
太陽日酸株式会社
ENEOS株式会社
日本エア・リキード合同会社
東邦瓦斯株式会社
豊田通商株式会社
サーラエナジー株式会社
みえ水素ステーション合同会社
株式会社清流パワーエナジー
北酸株式会社
トヨタ自動車株式会社
本田技研工業株式会社
日産自動車株式会社
山本石油株式会社

<行政>

愛知県
岐阜県
三重県
富山県
石川県
福井県
名古屋市
豊田市
鈴鹿市
小松市
中部経済産業局

<学識経験者>

国立大学法人名古屋大学 教授 森川 高行